

令和6年度

山形市不妊治療（先進医療）費助成事業のご案内

不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、公的医療保険が適用される生殖補助医療と併せて実施する先進医療の治療費の一部を助成します。

●助成を受けられることができる方

以下の要件を全て満たすご夫婦（事実婚を含む）が対象となります。

- ① 夫婦ともに又はいずれか一方が、申請日時点で山形市内に住所を有すること。
- ② 助成対象治療について、山形県その他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。

●申請期限

1回の治療※が終了した日の翌日から起算して6月を経過した日が属する月の末日（その日が令和7年3月31日以降の場合は令和7年3月31日）まで

※1回の治療とは、採卵準備のための薬品投与の開始（凍結胚移植の場合は胚の解凍）から、妊娠の確認（あるいは医師の判断により治療計画の中止）に至るまでをいいます。

●助成対象となる治療及び助成額

【対象となる治療】

公的医療保険が適用させる生殖補助医療と併せて実施した先進医療（厚生労働大臣が先進医療として告示した治療をいう。）

【助成額】

1回の治療につき、公的医療保険と併せて実施された先進医療に要した費用の総額に10分の7を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）とし、1回あたり上限15万円となります。

【申請窓口及び問合せ先】

山形市母子保健課（山形市保健所内）

住所：山形市城南町一丁目1番1号（霞城セントラル3階）

TEL：023-647-2280 FAX：023-647-2281

開庁時間：火曜～日曜 8:30～17:15

閉庁日：月曜・祝日・年末年始（日曜・月曜が祝日の場合、火曜も閉庁。）

閉庁日はこれによらない場合があります。

山形市公式ホームページの「母子保健課開庁日カレンダー」のページをご確認ください。

※駐車場は霞城セントラルパーキング、東口交通センター駐車場をご利用ください。

●**必要書類等** 申請前に下記の書類等が揃っているかご確認ください。

必 要 書 類 等	注 意 点
山形市不妊治療(先進医療)費助成金交付申請書兼請求書	様式は山形市ホームページからダウンロードできます。
医療機関発行の領収書(※領収印が押されているもの)及び診療明細書(原本)	該当する治療(先進医療)分に加え、併せて実施した保険適用分も提出してください。
振込先口座の通帳またはカード(写し)	振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。
戸籍謄本 (全部事項証明書) ※3か月以内に発行されたもの	【法律上婚姻している夫婦の方】 夫婦共に山形市に住所があり、同じ世帯である場合は省略可能です。 【事実婚の夫婦の方】 夫婦それぞれの戸籍謄本を提出してください。 ※「事実婚関係に関する申立書」も併せて提出してください。
住民票謄本 (本籍・筆頭者・続柄の記載のあるもの) ※3か月以内に発行されたもの	・夫婦ともに山形市民の場合は省略可能です。 ・夫婦のいずれかが山形市民でない場合は、山形市民以外の方の住民票謄本を提出してください。
事実婚関係に関する申立書	【事実婚の夫婦の方】 様式は山形市ホームページからダウンロードできます。

●**Q&A**

Q1. 山形県に不妊治療助成の申請をしている場合、山形市に申請することは可能ですか。

→A1.山形市の不妊治療費助成事業は、保険適用の治療と併せて実施した先進医療にかかる費用に対して助成する制度となっています。一方、山形県では、保険適用の採卵術や胚移植術等が対象治療となるため、重複はしないことから、市と県の両方にご申請いただくことが可能です。
※保険適用治療のみの方は、県にのみ申請となります。

Q2.申請回数の上限はありますか。

→A2.公的医療保険が適用される回数に準じます。

Q3.郵送で申請することは可能ですか。

→A3.可能です。その場合、領収書及び明細書の原本添付が必須となり、1か月前後お預かりの期間が生じますのでご了承ください。

Q4. 令和6年2月に採卵を行い、3月にタイムラプス治療をしました。

妊娠判定が令和6年4月でしたが、その場合の申請期限はいつになりますか。

→A4.令和6年10月末です。(妊娠判定の日の翌日から起算し、6月を経過した日が属する月の末日)

Q5.先進医療として位置づけられている治療を受けたかどうか何をみるとわかりますか。

→A5.明細書に治療名が明記されています。その場合、領収書の「先進医療」や「保険適用外」、「その他」の欄に先進医療の治療費支払額が記載されています。(医療機関により異なります)